

秦野市市税条例の一部を改正することについて

秦野市市税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年 1 2 月 4 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、電気軽自動車等一定の環境性能を有するものとして同法で定める軽自動車（令和元年度中又は令和 2 年度中に新規に車両の番号登録をしたものに限る。）の税率を、それぞれ令和 2 年度分又は令和 3 年度分に限り軽減するとともに、条例で引用する同法の条項に移動が生じたため、改正するものであります。

秦野市市税条例の一部を改正する条例

秦野市市税条例（平成元年秦野市条例第2号）の一部を次のように改正する。
 附則第25項から附則第34項までの規定中「法附則第15条第32項」を
 「法附則第15条第33項」に改める。

附則第35項中「法附則第15条第37項」を「法附則第15条第38項」
 に改める。

附則第36項中「法附則第15条第43項」を「法附則第15条第44項」
 に改める。

附則第37項中「法附則第15条第44項」を「法附則第15条第45項」
 に改める。

附則第38項中「法附則第15条第46項」を「法附則第15条第47項」
 に改める。

附則第48項を附則第51項とし、附則第42項から附則第47項までを3
 項ずつ繰り下げ、附則第41項の次に次の3項を加える。

42 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車
 に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が平成31年4月
 1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には
 令和2年度分の、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回
 車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、
 次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同
 表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	1,000円
第2号ア（ウ）	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

43 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車
 に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が平成31年4月
 1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には
 令和2年度分の、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回

車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	2,000円
第2号ア（ウ）	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

44 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	3,000円
第2号ア（ウ）	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第52号 秦野市市税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1-24 (略)</p>	<p>1-24 (略)</p>
<p>25 <u>法附則第15条第33項第1号イ</u>の条例で定める割合は、 3分の2とする。</p>	<p>25 <u>法附則第15条第32項第1号イ</u>の条例で定める割合は、 3分の2とする。</p>
<p>26 <u>法附則第15条第33項第1号ロ</u>の条例で定める割合は、 3分の2とする。</p>	<p>26 <u>法附則第15条第32項第1号ロ</u>の条例で定める割合は、 3分の2とする。</p>
<p>27 <u>法附則第15条第33項第1号ハ</u>の条例で定める割合は、 3分の2とする。</p>	<p>27 <u>法附則第15条第32項第1号ハ</u>の条例で定める割合は、 3分の2とする。</p>
<p>28 <u>法附則第15条第33項第1号ニ</u>の条例で定める割合は、 3分の2とする。</p>	<p>28 <u>法附則第15条第32項第1号ニ</u>の条例で定める割合は、 3分の2とする。</p>
<p>29 <u>法附則第15条第33項第1号ホ</u>の条例で定める割合は、 3分の2とする。</p>	<p>29 <u>法附則第15条第32項第1号ホ</u>の条例で定める割合は、 3分の2とする。</p>
<p>30 <u>法附則第15条第33項第2号イ</u>の条例で定める割合は、 4分の3とする。</p>	<p>30 <u>法附則第15条第32項第2号イ</u>の条例で定める割合は、 4分の3とする。</p>
<p>31 <u>法附則第15条第33項第2号ロ</u>の条例で定める割合は、 4分の3とする。</p>	<p>31 <u>法附則第15条第32項第2号ロ</u>の条例で定める割合は、 4分の3とする。</p>
<p>32 <u>法附則第15条第33項第3号イ</u>の条例で定める割合は、 2分の1とする。</p>	<p>32 <u>法附則第15条第32項第3号イ</u>の条例で定める割合は、 2分の1とする。</p>
<p>33 <u>法附則第15条第33項第3号ロ</u>の条例で定める割合は、</p>	<p>33 <u>法附則第15条第32項第3号ロ</u>の条例で定める割合は、</p>

2分の1とする。

34 法附則第15条第33項第3号ハの条例で定める割合は、2分の1とする。

35 法附則第15条第38項の条例で定める割合は、3分の2とする。

36 法附則第15条第44項の条例で定める割合は、3分の1とする。

37 法附則第15条第45項の条例で定める割合は、3分の2とする。

38 法附則第15条第47項の条例で定める割合は、零とする。

39-41 (略)

42 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

2分の1とする。

34 法附則第15条第32項第3号ハの条例で定める割合は、2分の1とする。

35 法附則第15条第37項の条例で定める割合は、3分の2とする。

36 法附則第15条第43項の条例で定める割合は、3分の1とする。

37 法附則第15条第44項の条例で定める割合は、3分の2とする。

38 法附則第15条第46項の条例で定める割合は、零とする。

39-41 (略)

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

43 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

44 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの

間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

45-51 (略)

42-48 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秦野市市税条例の一部を改正することについて

1 軽自動車税の種別割に係るグリーン化特例の延長

(1) 改正の概要

排出ガス性能及び燃費性能が優れる環境負荷の小さい車両に賦課する軽自動車税の種別割について、その税率を軽減するグリーン化特例を令和 3 年度課税分まで延長するものです。

(2) 特例の内容

ア 適用条件及び軽減率

適用条件		軽減率
①	電気軽自動車又は天然ガス軽自動車（平成 30 年排出ガス基準適合車又は平成 21 年排出ガス基準 10%低減）	75%
②	乗用 平成 30 年排出ガス基準 50%低減又は平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車かつ令和 2 年度燃費基準 + 30%達成車	50%
	貨物 平成 30 年排出ガス基準 50%低減又は平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車かつ平成 27 年度燃費基準 + 35%達成車	
③	乗用 平成 30 年排出ガス基準 50%低減又は平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車かつ令和 2 年度燃費基準 + 10%達成車	25%
	貨物 平成 30 年排出ガス基準 50%低減又は平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車かつ平成 27 年度燃費基準 + 15%達成車	

イ 年税額

車種区分		標準税率	①軽減率 75%	②軽減率 50%	③軽減率 25%	
三輪車		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	
四輪車	乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
	貨物	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
		自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円

(3) 取得期間及び適用対象

取得期間	適用対象
平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	令和2年度課税分
令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	令和3年度課税分

2 その他

移動が生じた引用条項を改めるものです。

3 施行日

公布の日